

APT



京都 YWCA
Asian People Together

APT ニュースレター

2021 年 8 月発行



No. 116



Contents

● APT 活動報告 ～最近のケースより～	1
● 移住連全国ワークショップ 2021 オンライン開催	
◆ 公開セミナー Part 1、Part 2	2
◆ 公開セミナー Part 3、◆ テーマ別分科会	3
● APT 電話相談開設 30 周年	4
● 新人さん紹介	4
● 2020 年度活動及び決算報告	5
● 2021 年 4 月～7 月活動報告	6

APT 活動報告 ～最近のケースより～

ウィズコロナの暮らしがほとんど日常となりつつある最近、APT に寄せられる相談は少しずつ増えてきたように感じます。これまではコロナ禍による生活の変化にただただ翻弄され、今までの生活を維持することで精一杯だった状況が、ようやくウィズコロナの状況で、仕事や子育てなど日本で暮らしていく中での根本的な課題について、改めて取り組み始める在日外国人が増えてきたのではないかと思います。またこれは当事者たちだけでなく、支援者たちも同じような状況だと思います。

さて、この 4 半期にあった主なケースを 2 つ紹介したいと思います。

2 年前の冬に初めて相談に来られた D さんは、日本人夫からの身体的、精神的 DV を受ける中で出産し、その後も続く夫からの DV によって一時は自殺を図るほど精神的に追い詰められました。文字通り着の身着のまま娘と共に親戚の家に避難し、最終的に APT を訪ねてきたようでした。約 1 年半におよぶ夫との離婚調停、裁判ののち、この 3 月末にようやく離婚が成立しました。彼女の苦労は決して裁判に関わることでなく、夫が残した借金返済への対処、子育てや仕事など様々な問題が同時並行にありまし

た。APT や他の協力者も離婚裁判以外の部分でも支援をしてきましたが、それができたのはやはり彼女の頑張りがあったことでした。

ほぼ同時期に初めて相談に来られた E さんは、母国で出会った日本人との間に娘が生まれました。しばらくして相手とは連絡が取れなくなり、娘の父親を捜すため 2016 年に 5 歳の娘を連れて来日しました。小さな娘を連れて働きながら各地を転々とし、友人の紹介で APT に辿りついたということでした。娘の日本国籍取得のために法務局に申請に行き、何度も追加書類を求められて約 1 年半が経ったこの 5 月にようやく手続きが済みました。彼女は、国籍取得の追加書類を日本と母国両方の入国管理局や役所から集めなければならなかったこと以外に、母国に残してきた長女も日本に呼び寄せて親子 3 人のシングルマザーとして、仕事と育児の両立に多忙な日々を送っていました。

2 人とも当初の課題については一応解決したわけですが、ともにシングルマザーであることを考えるとこれからも APT との関係は続くでしょう。多文化共生社会を作る仲間として共に頑張っていけたらいいと思っています。

(築瀬仁志)

移住連全国ワークショップ 2021



オンライン開催 2021年6月12～13日

APT も加入する「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」では、フォーラムとワークショップを隔年交互に開催されていますが、今年は初めてオンラインでのワークショップが開かれました。初日に行われた公開セミナーと分科会の一部について報告いたします。

◆公開セミナー Part 1 “廃案改定入管法案は、何が問題であったのか？”

この4月に審議入りした入管法「改正案」は各方面からの大きな反対により、また3月に名古屋入管で収容中に亡くなったスリランカ人女性への対応に批判が集まる中で、5月成立が断念された。弁護士の丸山由紀さんが、この法案の問題点について話された。

現行の入管法にはそもそも、在留資格のない人など対象となりうる人全てを収容する、それについて司法審査がない、収容期間の上限がないなど収容制度に大きな問題がある。国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会から人権侵害を指摘されてもいる。「改正」案は、これらの問題に関して何ら改善点がないまま、さらに管理の強化、人権侵害の深刻化が懸念されるものであった。

まず、収容者の仮放免に際し監理人による監督・届出が必要とされ、監理人がつかなければ原

則身体解放の可能性がなく、大幅な仮放免の縮小である。

また、3回目以降の難民申請者や3年以上の実刑判決を受けた場合は原則送還可能とされることになっていた。これでは真の難民が難民として認められないまま送還されることになりかねない。

退去強制手続きを受けた人が申請できる在留特別許可に関しても、1年以上の実刑・禁錮の前科がある場合には、人道上の特別な事情に限定するとされた。本来は、家族や生活基盤が日本にあるなど、さまざまに「帰れない事情」を持つ人々を救済する方向での改善がなされるべきである。

廃案となったことは評価できるが、より悪くなることを阻止できただけで、もともと存在していた問題は何も解決していない。(神門佐千子)

◆公開セミナー Part 2 “コロナ禍で考える：外国人労働者受入れの持続可能性”

全統一労働組合の坂本啓太さんより「フィリピン人労働者の闘いから」と題して、相談案件について当事者の声を交えた報告があった。

フィリピンにルーツを持つ相談者たちは、労働保険も有給休暇も、残業代も雇用契約すらない劣悪な労働環境下で、皆同じホテルで働いていた。コロナの影響で状況は更に悪化、状況を変えるために自らの権利について学習し、会社に申し入れを行った。その後も労働環境の改善を求めていこうとしていた矢先、会社は全従業員の解雇予告を出し、後に強行した。厳しい状況ではあるが、当事者のHさんは「希望の光＝生きる権利のために、家族や仲間たちと闘っています」と話していた。現在は、未払い賃金の支払い等を求めて提訴も視野に抗議活動を行っている。

続いて RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)の早崎直美

さんが、問題山積の外国人技能実習制度について相談事例も交えて話された。

この制度は、実習生に低賃金で非熟練労働をさせ、技術の学びがなく、人権侵害の温床として国際的批判を浴びている。多額の送り出し手数料等のために借金して来日している実習生は、長時間労働や残業代の未払い、暴言や暴力等、不当な扱いを受けても我慢するしかない。金儲け目当ての悪質な斡旋機関と、酷い待遇で働かせる日本の企業が外国人を食い物にし、また彼らを守る制度がないため状況は悪化するばかりだ。

最後に移住連の旗手明さんは、数年ごとに受け入れては送り返す“ローテーション政策”の持続可能性に疑問を呈し、300万人に迫る在留外国人が暮らす日本はすでに移民社会であり本格的な制度設計を論じていくべき、というお話で締めくくられた。(田中順子)

◆公開セミナー Part 3 “コロナがあらわにした移民の貧困”

パート3では、移住連の新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」と反貧困ネットワーク「緊急ささえあい基金」の支援活動から見てきたコロナ禍の移民・難民の状況について報告があった。特に支援対象者としてトルコ国籍クルド人と南米系の人々が多く、それらの人々の状況について取り上げられていた。

クルド人の多くは難民申請中の仮放免者や短期滞在者で、就労も住民登録もできず、そのため健康保険もなければ、生活保護も特別定額給付金も受けられない状態にある。在留資格がないからといって、人間として生きていく最低限の権利や尊厳が否定されたまま放置されているのであろうか、と問題を投げかけていた。

しかし、クルド人が多く住む埼玉県川口市長が、在留資格のない「仮放免」の生活であっても、人道上の立場から、支援団体など複数人の身元保証があれば就労を可能にする制度の構築や、健康保険などの行政サービスの提供を国の責任

で判断するよう求めたのは、大きな一歩だと言える。

一方、南米系の人々は永住者や定住者という安定した在留資格はあるが、景気の悪化により失業し、日々の食べ物にも困るほど困窮している人たちが多く。そんな中、心を病み、家族が壊れていく事例が増えている。

民間の支援者たちもコロナ禍のもと困窮しているため、公的な支援がもっと必要である。しかし、必要な人ほど公的支援にアクセスできていない。実質的に公的支援につながる事ができる仕組みが必要であり、また、中長期的には景気の悪化によって困窮しなくてもいい社会保障や労働の在り方の仕組みが必要である、と提案していた。

まだまだこのような状況は終わりそうにない。引き続き移民・難民の問題に関心を持ちつづけることの大切さを訴えていた。

(安藤いづみ)

❖テーマ別分科会 “移民の子ども・若者の学びと進路をめぐる課題”

【報告・ディスカッション内容】

多文化に関わる NPO や、NGO の教育に関わりのある方などが、各専門分野からみた問題点について話し合いを行いました。

・就学前

就学に繋げるための日本語指導の支援が必要である。

・小中学校

学校側は教科に繋がる日本語を教えること、宗教上の対応、保護者への対応などをしていくことが必要である。

また、教員不足や教員に専門性がないことも課題である。制度上、学齢超過者として扱われることがあり、地域で柔軟な対応がなされないことも問題である。

・高校

高校特別入試枠に関わる地域格差や高校中退者が多いことなどが課題であり、高校入学後のサポートをしていくことが必要である。また、高校までの義務化も検討すべきではないか。

・卒業後

大学入学に関わる在留資格や奨学金の問題、

就職との関わりの問題があり、厚生労働省・法務省への働きかけが必要である。

【感想】

みなさんのディスカッションや報告を聞き、多文化ルーツの子どもたちの置かれている状況の厳しさを強く感じました。根拠もなく漠然と「小中学生の子どもたちが特にしんどい状況にある」といったイメージを持っていましたが、年齢に応じて、言語の問題だけでなく在留資格や奨学金などの問題も顕在化していることを知りました。

学校側の努力でなんとかなるレベルの話ではなく、国に働きかける必要があると感じたと同時に、私たち、とくに生徒と直接関わる機会の多い教員は、多文化ルーツの子どもたちが直面しているこの状況を知る必要があると考えます。そのために、教員向けの参加必須のワークショップなどを自治体・学校が開催するなどして、教員の学びの場を作ることが良いのではないのでしょうか。

(多文化プログラム 岡本蒼)



Asian People Together for



今年 APT は電話相談開設 30 周年を迎えます。強い思いと勇気を持って APT という小さな芽を誕生させてくれた当時のメンバーたち、この間、常に支えてくださった維持会員や寄付者の方々、そしてその時々でさまざまなメンバーとして関わってくれた人たち。APT は現在のメンバーだけで成り立っているのではないということを改めて心に留め、外国籍住民への支援を通して誰にとっても生きやすい社会の実現に向けて、少しでも貢献していきたいと思います。

これを機に今までの歩みを振り返ると同時に、日本における外国人の現状と問題をさらに広く知ってもらい、今後のあるべき方向性を共に考えていくために記念誌を発行する予定です。

(神門佐千子)

新人さん 3名 紹介！

初めまして。矢野淳平と言います。現在、APT と多文化ルーツの子どもプログラムでボランティアを行っています。APT の活動は去年の 10 月から始め、子どもプログラムは今年の 1 月から始めました。私が京都 YWCA でボランティアを始めたきっかけは留学したこと。留学先では、日本で簡単に出来ることも、一苦労することがとても多かった。また 1 人で困っている私を見て「どうしたの？」と声を掛けてくれる人に何度も会いました。つらい状況の中、親切にされたことはとても励みになりました。こういった経験から、日本で大変な思いをして暮らす外国人を支援することで恩返しがしたいと思い、ボランティアに参加しました。

皆様はじめまして。この 4 月から APT と多文化子どもプログラムでボランティアをさせて頂いております山口秀子と申します。娘の出産の世話のため仕事を辞め、3 ヶ月間アメリカへ行き帰国後、以前からやりたいと思っていたボランティアをと、ネットで検索して初めて YWCA の活動を知りました。運よく参加させて頂けるようになり 2 ヶ月余りたちます。何の知識も経験もなく参りましたので、毎回一つ一つ学ばせて頂いている状況です。APT では、相談者の方の状況が余りにも厳しく、動揺を見せずにいるだけで精一杯の時もあります。でも異国の地で仕事や子育てを懸命にやっておられる相談者の方に少しでもお役に立てたと思える時は本当に嬉しいです。また、複雑な背景を持つ子ども達のお世話もさせて頂いていますが、こちらもまだまだ教えて頂く事ばかりです。どうか宜しくお願い致します。

こんにちは。同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻 M2 の川崎克之と申します。今年の 5 月から京都 YWCA の活動に参加しています。参加しているプログラムは学習支援、APT ニュースレター編集校正です。

まず、京都 YWCA を知ったきっかけは学部生の時に社会福祉学科のマーサ先生から説明を受けたからです。そして今年の春に、同じく自己紹介文を載せている矢野さんに教えてもらって活動に参加するようになりました。学習会は月曜日と金曜日に分かれています。自分は金曜日に参加しています。そこでは主に職員と先輩ボランティアの支援のやり方を見させてもらいながら子どもたちと関わらせてもらっています。現在 2 か月、学習支援に参加させてもらった中でよく思うのは、支援の仕方はその子に合ったものが大切だということです。様々な事情を抱えている子たちがいる中で、その背景をよく考慮して関わっていくことは支援していく中で大切になってくるのだなと改めて感じます。

2020 年度活動及び決算報告「新型コロナウイルスの影響と APT 活動」

相談者の生活基盤を揺るがすようなコロナの影響によって相談内容の多様化・問題の長期化が更に顕著となり、支援の在り方の変更を考慮した結果、生活困窮に対する物資支援、DV 被害による母子寮での生活の長期化からの自立支援、子どもの教育支援など「コロナ感染影響を受けた移住女性とその家族支援事業*1」を始めました。母語支援による単発的な手続きの支援から外国ルーツの家族への総括的な支援など大変活発な支援を続けてきました。

厳しい社会状況の中でも維持会員の皆様からの会費と関係機関や個人の方からのご寄付は増え、大変な時期こそ大変な人々と助け合う皆様の支えに心から感謝申し上げます。

「相談者に寄り添う」相談活動を基盤に多様化する相談者のニーズに対応する支援活動を、ニュースレターを通して皆様と共有します。引き続き皆様のご支援を心からお待ちいたしております。
(張善花)

*1・赤い羽根福祉基金「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援活動助成事業」(2020 年 3 月～5 月)

・公益財団法人 パブリックリソース財団内「J-Coin 基金」(2020 年 9 月～2021 年 4 月)

・三菱財団×中央共同募金会 ～新型コロナウイルス感染下において困窮する人々を支援する～ 外国にルーツがある人々への支援活動応援助成 (2020 年 3 月～2021 年 9 月)



2020 年度相談対応件数と方法及び通訳依頼 (延べ)

- 2020 年度 APT 相談対応集計相談件数：継続 719、新規 60 相談対応件数延べ 2,689 件
(電話 1455、メール 717、来所 54、同行 127、訪問 68、FAX17、手紙 14、SNS 237)
- 2020 年度母語支援(通訳・翻訳)121 件 (英語 51、タガログ語 48、中国語 9、ベトナム語 5、ロシア語 3、タイ語 3、ポルトガル語 2) 京都・滋賀・奈良・大阪・兵庫の行政機関、京都府家庭支援センター、家庭裁判所、医療機関、児童相談所、母子寮など

2020 年度新規相談件数

60 件

(女性 46 男性 14)

●国籍別

フィリピン 16 ベトナム 5 日本・中国 各 4 韓国・タイ・ネパール・ブラジル・フランス 各 2 アメリカ・イギリス・インド・ウクライナ・ウクライナ・オーストリア・シリア・南米・スリランカ・パレスチナ・フィンランド・南アフリカ・ミャンマー・モロッコ・ラオス・ロシア・台湾 各 1 不明 4 件

●居住地

京都 46 大阪 5 滋賀 3 兵庫・三重・群馬 各 1 外国 1 不明 2

●相談内容

DV16 医療 9 在留資格 8 離婚 7 生活 6 子ども・法律各 4 妊娠帰国 3 通訳 2 旅券 1

2020 年度 APT 決算報告

収入	金額	支出	金額
維持会費・寄付金	1,409,716	プログラム費	685,348
助成金*1	3,107,064	庶務費	38,276
プログラム事業収益(通訳・講演・実習・訪問受け入れ謝金等)	567,188	印刷費	208,591
		消耗品費	372,788
		旅費交通費	487,234
		通信運搬費	105,333
京都YWCA補助	1,767,861	保険料	2,940
		諸謝金	957,891
		新聞図書費	16,984
		支払負担金	17,000
		支払寄付金	15,000
		研修費	2,000
		雑費	463
		京都YWCA共通費*2	3,941,981
収入合計	6,851,829	支出合計	6,851,829

*2 コーディネータ費、施設・備品費、光熱費など

活 動 報 告

4月1日 ～ 7月31日

4月

17日 APT全体ミーティング・ケース協議*

5月

1日 きょうと多文化支援ネットワークミーティング*

13日 生活医療ネット関西会議*

15日 APT全体ミーティング・ケース協議*

6月

8日 京都YWCA多文化共生委員会会議*

12～13日 「移住連 全国ワークショップ2021」*

19日 APT全体ミーティング・ケース協議*

7月

17日 京都YWCA多文化共生委員会会議*

APT全体ミーティング・ケース協議*

*Web会議

*維持会費・寄付をいただいた方（敬称略）

飯田奈美子、田中順子、御前明美、土田亘、大手理絵、神門佐千子、林律、上原従正、リンパヤラヤス プラーニー、手島千景、石井ゆき、安藤いづみ、田中康司、筒井奈都子、上原従正、斉藤洋子、本田次男、大西澄子、西原美那子、浅野献一、荒垣加津子、上原従正、大畑泰次郎、村上ヨシ子、菅原充子、上内鏡子、日本キリスト教団洛陽教会、匿名3名、

ありがとうございました。

APT活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。賛助会員には年会費 5,000 円で年3回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。

郵便為替：京都 YWCA アプト 01050-5-7761

APTニュースレター No.116 2021年8月発行



京都YWCA・APT

〒602-8019 京都市上京区室町通出水上ル近衛町44

TEL：075-431-0351 FAX：075-431-0352

新規相談件数集計

2021年4月1日～2021年7月31日：15件

●国籍別

フィリピン 8 ベトナム 3 不明 3
ネパール 1

●性別

女性 10 男性 3 不明 2

●居住地

京都 13 東京 1 不明 1

●相談内容

DV、子育て、生活、妊娠・出産 各3
法律、医療、労働 各1

相談対応（4月～7月）集計

分類	項目	4月	5月	6月	7月	延べ件数
相談対応 件数	継続	96	57	94	80	327
	新規	3	3	4	5	15
相談対応 方法	電話	212	145	267	191	815
	メール	66	79	60	16	221
	来所	4	11	9	7	31
	同行	16	10	25	22	73
	訪問	7	2	6	13	28
	FAX	1	2	1	0	4
	手紙	5	2	1	3	11
	SNS	61	58	54	70	243
通訳派遣 依頼	京都市	2	2	3	9	16
	京都府	0	4	1	3	8
	個人	7	8	9	6	30
	他機関	0	0	1	3	4
	翻訳	2	0	1	0	3

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

相談電話：075-451-6522

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00

メール相談も受け付けます。apt@kyoto.ywca.or.jp



京都YWCAとは・・・

京都YWCAはキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。

本ニュースレターの送付が不要の方はご一報ください。次回からの送付は差し控えさせていただきます。また、メールでのニュースレター配信をご希望の方も apt@kyoto.ywca.or.jp までご連絡ください。